

令和 3 年 度

国の予算編成に対する要請書

令和 2 年 6 月

川 崎 市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正13年に人口5万人で誕生した川崎市は、令和2年5月時点で人口が154万人に迫り、現在も伸び続けているとともに、生産年齢人口の割合が約70%を占める若い世代が支える都市です。

また、市内へ研究開発機関が次々に立地し、その数が約400に及ぶなど、近年、川崎の「成長力」が高まってきております。

こうした川崎をさらに、一歩先へ、もっと先へ進めるため、「川崎市総合計画」の第2期実施計画に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しているところです。

一方、近年では、令和元年東日本台風での多摩川流域における浸水のように、気候変動による浸水被害の大規模化が進むとともに、新型コロナウイルス感染症対応では、社会・経済全体への大きな影響が生じるなど、人口が集中する本市のような大都市では、市民の安全・安心な暮らしを守るために、迅速かつ適切な対応が必要となっています。

こうした中で、本市においても、近い将来には少子高齢化のさらなる進展と人口減少への転換、生産年齢人口の減少が想定されています。歳入の大幅な増加は見込めない一方、社会情勢の急速な変化と、多様化・増大化していく市民ニーズへのきめ細かな対応のためには、地域経営の視点を持って効果的かつ効率的なサービスの提供に努めていくことが必要であり、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方が担うべき分野については国の関与を廃すとともに、財政面においても自立できるよう税源移譲を進めることが不可欠です。

こうした真の分権型社会の実現に向けて、国の制度改善を要請する事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心として、本市の要請事項を取りまとめましたので、令和3年度国家予算編成において、特段の御配慮をお願いいたします。

令和2年6月

川崎市長

福田 紀彦

目 次

重 点 要 請 事 項

○ 大 都 市 の 役 割 に ふ さ わ し い 税 財 源 の 充 実

地方税財源の充実確保について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び	
嵩上げ制限の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
ふるさと納税に係る財政措置等について・・・・・・・・	5

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

「介護サービス制度」の改善について・・・・・・・・	7
セーフティネットの更なる充実等について・・・・・・・・	9
待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び	
子どもの医療費の助成の在り方の検討について・・・	11
児童相談所等の体制強化について・・・・・・・・	13
安全・安心で良好な教育環境の充実について・・・・・・・・	15
GIGAスクール構想の実現について【新規要請項目】・・・	17
多摩川における治水対策等の推進について【新規要請項目】・・・	19

○ カ 強 い 産 業 都 市 づ く り

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成と	
イノベーションエコシステムの構築について・・・・	21
脱炭素社会の実現に向けたエネルギーに関する取組の推進について・・・・	23

要 請 事 項

○ 安 心 の ふ る さ と づ く り

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための財政措置について・	2 7
小児救急医療体制等の拡充について・	2 9
障害者制度改革に係る財政措置等について・	3 1
難病に係る医療費の助成事業について【新規要請項目】・	3 3
成人ぜん息患者医療費助成事業について・	3 5
予防接種事業の抜本的改革について・	3 7
住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による	
安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について・	3 9
消防施設及び緊急消防援助隊の整備について・	4 1
石油コンビナート地域の強靱化について・	4 3
五反田川放水路整備事業の推進について・	4 5
河川管理施設の老朽化等対策の推進について・	4 7
高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について・	4 9
全国都市緑化フェアの開催について【新規要請項目】・	5 1
光化学オキシダント等の低減に向けた取組について・	5 3
廃棄物処理施設整備事業の推進について・	5 5
緑地保全事業について・	5 7
公園等整備事業について・	5 9
等々力緑地再編整備の推進について・	6 1
シェアサイクル導入ガイドライン等の整備について・	6 3
水道管路更新・耐震化の推進について・	6 5
下水道整備事業の推進について・	6 7
羽田空港新飛行経路の運用開始に伴う	
騒音・振動対策の強化について【新規要請項目】・	6 9
教職員定数の改善等について・	7 1
外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について【新規要請項目】・	7 3

○ 力 強 い 産 業 都 市 づ く り

道路施設等の計画的な老朽化・防災対策の推進について・	7 5
幹線道路の整備推進について・	7 7
水素社会の実現に向けた取組の推進について・	7 9
我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域である	
川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について・	8 1
京浜急行大師線連続立体交差事業について・	8 3
J R南武線連続立体交差事業について・	8 5
川崎縦貫道路の整備推進について・	8 7
首都高速道路等の料金施策に係る措置について・	8 9
広域鉄道ネットワークの機能強化について・	9 1
川崎駅周辺地区の整備推進について・	9 3
小杉駅周辺地区の整備推進について・	9 5
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の整備推進について・	9 7
鷺沼駅周辺地区・柿生駅周辺地区の整備推進について・	9 9
川崎港の機能拡充について・	1 0 1

※【新規要請項目】とは、今年度要請にて新規に項目立てをしたもの

重 点 要 請 事 項

地方税財源の充実確保について

【内閣府・総務省】

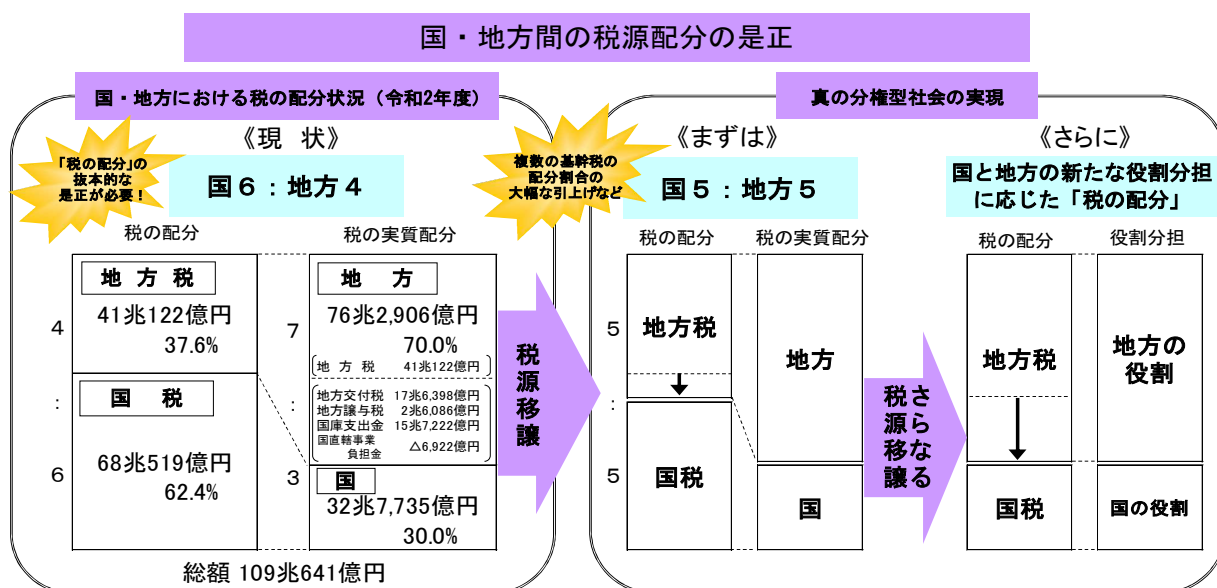
■ 要請事項

- 1 現行6：4となっている国と地方の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに地方税の配分割合を高めることにより、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」とすること。
また、財政力格差の是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- 2 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- 3 国庫補助負担金は、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。
- 4 まち・ひと・しごと創生に係る地方創生推進交付金等は、地方が地域の特性を踏まえ、自主性・独自性を最大限に発揮して活用できるよう、より自由度の高い制度とすること。

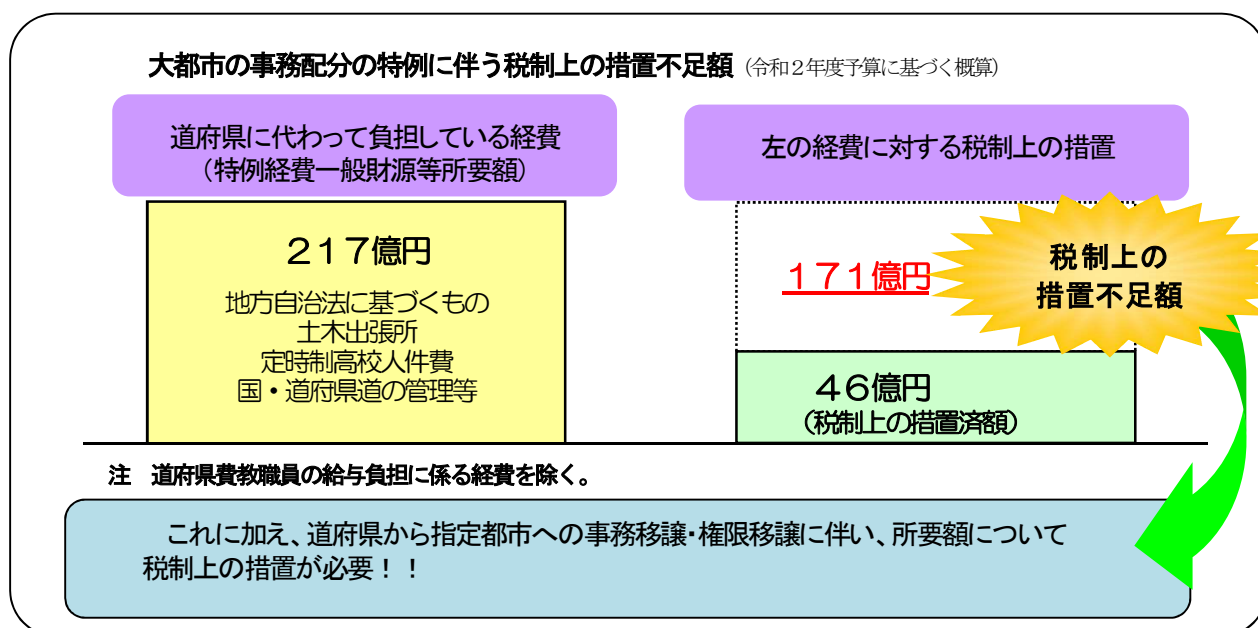
■ 要請の背景

- 真の分権型社会の実現に向けた改革では、国と地方が分担すべき役割を明確にし、地方の自主性及び自立性を高めるとともに、新たな役割分担に即した国と地方の税源配分への見直しなどを、国と地方が対等な立場で十分な議論を行いながら進めることが重要です。
- 指定都市は、事務配分の特例により道府県の事務・権限が移譲されておりますが、必要な財源について、税制上の措置が不十分となっています。このため、指定都市が大都市特有の財政需要や事務配分の特例に対応した財政運営を行えるよう、個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る国・道府県からの税源移譲により大都市税源の充実強化を図るべきです。
- 指定都市では標準財政規模に対する財政調整基金の割合が小さい傾向があり、台風などの災害や感染症の拡大等の危機に備え、機動的に対応するための財源が不足しています。

- 国庫補助負担金については、地方への税源移譲を中心とした抜本的改革を進めるべきです。
それが実現するまでの間は、地方が必要とする総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和、予算の流用への弾力的対応、事務手続きの簡素化等を図るべきです。
- 地方版総合戦略を推進するために地域再生計画を策定し取り組む事業については、交付金の対象となるよう必要額を確保するとともに、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とすべきです。



注 地方法人税の拡大及び特別法人事業税の創設の影響により、令和3年度には、地方と国との税の配分格差が更に拡大する。



この要請文の担当課／総務企画局都市政策部企画調整課 TEL 044-200-2164
 財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183
 財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

財政力に応じた国庫支出金等の割り落とし及び嵩上げ制限の廃止について

【総務省・厚生労働省・文部科学省・国土交通省】

■ 要請事項

財政力指数に基づく国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限は行わないこと。

■ 要請の背景

- 本市は、早くから産業政策に取り組んで、世界的企業や約400の研究開発機関を立地させるとともに、社会資本整備等にも注力した結果、令和2年5月時点で人口が154万人に迫り、現在も伸び続けている日本有数の「元気な都市」となっています。
- 本市は、政令市唯一の、普通交付税の「不交付団体」として、「財政が豊か」というイメージを持たれています。本市の市税収入は概ね堅調に推移していますが、臨時財政対策債の発行方式などの地方財政制度の変更に伴い、一般財源の総額が伸び悩んでいる一方で、少子高齢化等により歳出が増加していることから、徐々に収支不足が拡大しつつあります。
- 本市の財政力指数は、平成29年度は1.001、平成30年度は1.009、令和元年度は1.016で、普通交付税の交付・不交付のボーダーライン上にありますが、収支不足に対応するため、平成24年度から、臨時的に減債基金からの借入れを行っており、「財政が豊か」という実態にはありません。
- 財政力格差の是正は地方交付税で行われており、財政力指数に基づいて、更に国庫支出金等の割り落としや嵩上げ制限を行うことは不適切であると考えます。
- さらには、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定では、大都市に不利な算定が行われており、大都市の実情に応じたきめ細やかな事業を積極的に実施できるような状況とはなっていません。

■ 本市の財政力指数及び減債基金借入金の推移（H23～R2年度）

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
財政力指数	1.041	0.999	0.996	0.995	0.995	0.999	1.001	1.009	1.016	1.028
減債基金借入金（億円）	－	67	27	32	－	53	130	133	115	120

※R1年度は決算見込額、R2年度は予算額

■ 国庫支出金等の割り落とし等による主な減収見込額（令和2年度予算）

名 称	交付基準等の考え方	減収見込額 （億円）	所管省庁
地方揮発油譲与税	前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額を控除	▲ 3.6	総務省
保育対策総合支援事業費補助金 （保育所等改修費等支援事業）	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 2.5	厚生労働省
保育対策総合支援事業費補助金 （保育士宿舍借り上げ支援事業）	財政力指数が1.0以上の場合 1/2 → 3/8	▲ 1.1	厚生労働省
保育所等整備交付金	財政力指数が1.0以上の場合 2/3 → 1/2	▲ 2.9	厚生労働省
学校施設環境改善交付金	財政力指数が1.0を超える場合 1/3 → 2/7	▲ 1.4	文部科学省
社会資本整備総合交付金及び 防災・安全社会資本整備交付金	財政力指数が1.0を超える場合 5.5/10 → 5/10	▲ 4.3	国土交通省

※今後、本市においては▲10億～▲20億円の影響が見込まれております。

※学校施設環境改善交付金については、国の補正予算等に対応して令和2年度当初予算の一部を令和元年度に前倒しています。

※幼稚園就園奨励費補助金については、幼児教育・保育の無償化実施により見直され、廃止されています。

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-2183

ふるさと納税に係る財政措置等について

【総務省】

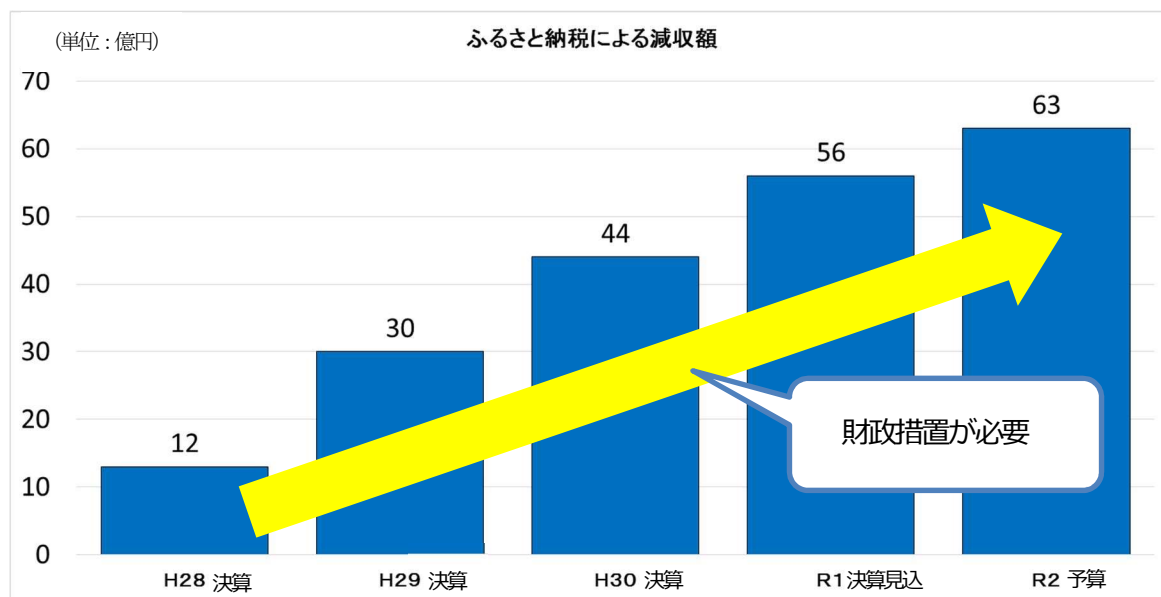
■ 要請事項

「ふるさと納税制度」による減収額が年々大幅に増加しているが、「不交付団体」である本市では減収額が補てんされず、交付団体である他都市と比べても、行政サービスへの影響がより深刻なため、当該減収分について財政措置を講ずること。また、特例控除額の上限等の見直しを行うこと。

■ 要請の背景

- ふるさと納税制度は、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度として平成20年度に導入され、平成27年度税制改正により、特例控除額の上限が所得割の10%から20%に引き上げられるとともに、控除申請の簡素化のため「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が創設され、本市の減収額が急増しています。
- 令和元年度税制改正において指定制度が創設され、返礼品についてはその調達に要する費用の額を寄附金の額の3割以下とすることとされました。しかし、特例控除額が現行の所得割額の20%という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品と組み合わせることで結果として節税効果が生ずるなどの課題が依然として残ります。新たに定額の上限を設けるなど、地方団体の財政に与える影響を抑制するための見直しが必要です。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度を適用する場合は、所得税控除相当額については個人住民税からではなく、全額所得税から控除する等の見直しが必要です。
- 普通交付税の不交付団体は税収の減がそのまま当該団体の歳入の減につながり、本市においてもその影響は深刻です。行政サービスの安定的供給に支障をきたすことが危惧されることから、当該減収分についての財政措置が必要です。

■ 本市における減収額



■ ふるさと納税ワンストップ特例制度による影響額

○ 令和2年度当初予算ベース

市民税：4.9億円 (県民税：1.2億円)

◆ 確定申告時とワンストップ特例制度適用時との比較

(例：年収700万円の給与所得者(独身又は共働き)が10万円のふるさと納税をした場合)

【確定申告を行う場合】

適用 下限額	所得税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

【ワンストップ特例制度の適用を受けた場合】

適用 下限額	住民税 控除額	住民税 控除額
0.2万円	2万円	7.8万円

住民税控除額が7.8万円→9.8万円へ

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 TEL 044-200-3592

財政局税務部税制課 TEL 044-200-2192

「介護サービス制度」の改善について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 要介護度等の改善・維持を図った介護サービス提供事業者に対し、インセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実に向けた取組を進めること。
- 2 自治体が独自に取り組む事業に対する補助制度を創設し、介護報酬制度が充実するまでの間、財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

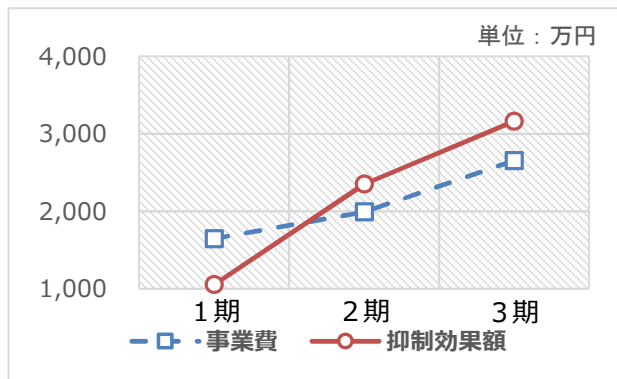
- 高齢者人口、要介護認定者の増に伴い、介護給付費が増加し、介護保険料も上昇しています。
現行の介護報酬制度は、要介護度が改善すると、報酬が減る仕組みになっていますが、要介護度の改善等を図った場合、介護サービス提供事業者に対し、一定のインセンティブを付与するなど、介護報酬制度の更なる充実を図ることが必要です。
- 本市では、要介護度等の改善・維持の促進を図る仕組みにより、安心して介護サービスを利用でき、いつまでも「元気なお年寄り」でいていただけることを目的として、学識経験者や介護関係団体などの有識者から意見をいただきながら検討を行う「かわさき健幸福寿プロジェクト」を庁内に設置しております。
- このプロジェクトにおいて、介護サービス提供事業者の質の評価を行い、要介護度や日常生活動作の改善・維持について、効果のあった事業者や利用者に対して、一定のインセンティブを付与することで取組意欲の向上を促し、より質の高いケアが提供される好循環の構築を目指していくためには、国の支援も必要と考えています。

■ 効果等

- 平成30年度介護報酬改定において、特定の介護サービスでは、要介護度等の改善・維持が図られた場合、一定のインセンティブを付与され、取組が評価されたところではありますが、この取組の更なる充実により、介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制につながります。
- 介護給付費及び介護保険料の上昇の抑制により、超高齢社会にあっても、介護保険制度が維持可能な制度として継続が図られます。
- 実際にサービスを提供している介護現場において、自治体独自の取組により得られた効果等の検証結果を国にフィードバックすることで、介護保険制度の更なる充実に向け、有効な基礎資料として活用することができます。

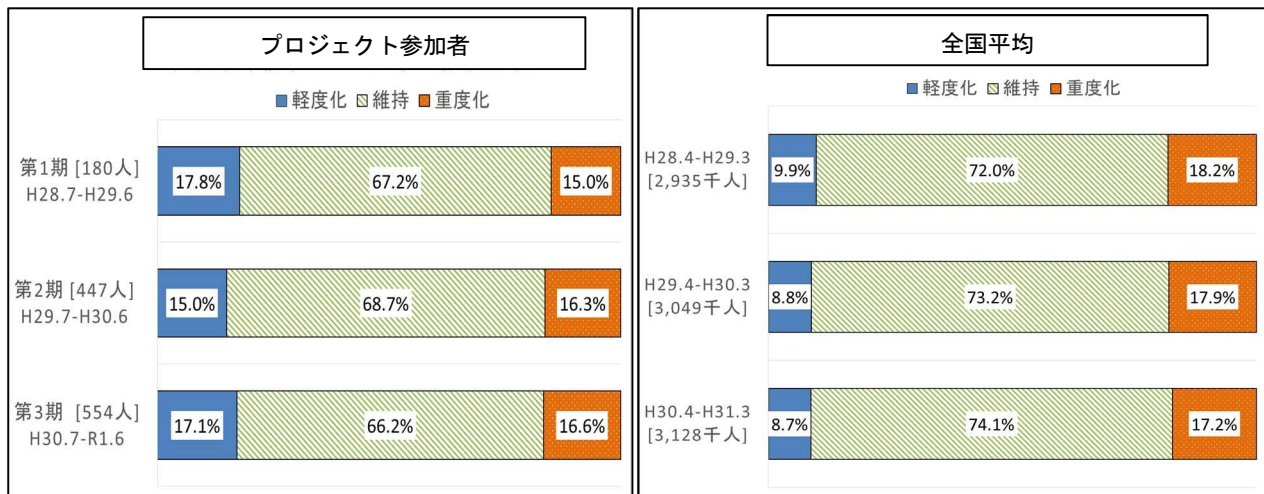
介護給付費抑制効果額の推計について

第2期（平成29年7月から平成30年6月まで）においては、**全体で約2,400万円の介護給付費の抑制効果額**があったものと確認できました。なお、第1期及び第3期においても第2期と同様の効果が得られていると仮定して、試算した結果、第1期に比べ第2期は約2.2倍、第3期は約3.0倍の抑制効果額が得られているものと推計できます。



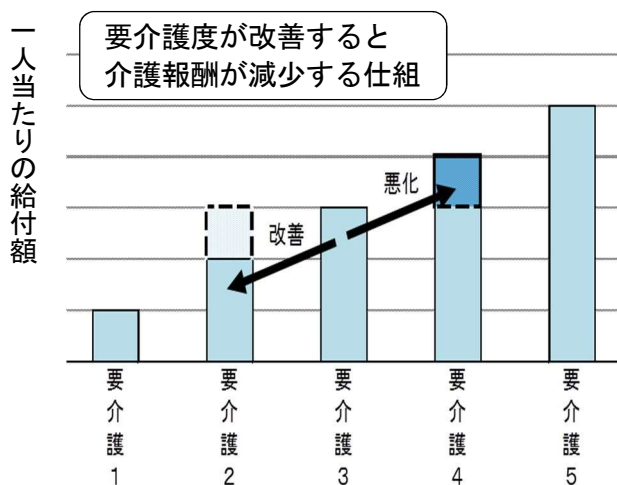
※ 介護給付費抑制効果額については、事業開始から事業終了後1年後までの2年間を対象期間とし、本プロジェクト参加者と不参加者それぞれの平均の介護給付費の変化を測定し、その差を積上げて算出しています。

軽度化率等について全国平均との比較

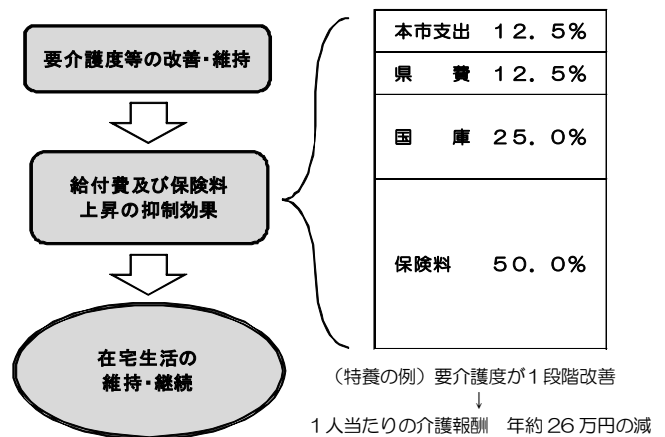


※全国平均は、厚生労働省より公表されている介護給付費実態調査結果を参考としています。

要介護度改善と介護報酬



かわさき健幸福寿プロジェクトイメージ図



この要請文の担当課／健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業については、緊急性に鑑み、国の補助割合を増額すること。また、ホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、年金制度など社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、医療費の一部自己負担など、生活保護制度の抜本的な見直しについて提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度については、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第2のセーフティネットとしての役割を担っているもので、生活保護と同様に、本来はその費用の全額を国が負担するべきものです。

生活困窮者自立支援法に基づき、本市では、「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」を設置するなど、自立相談支援事業等を実施しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によっても相談が急増しているところです。多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施するためには、補助率の引き上げによる適正な財政措置が必要です。

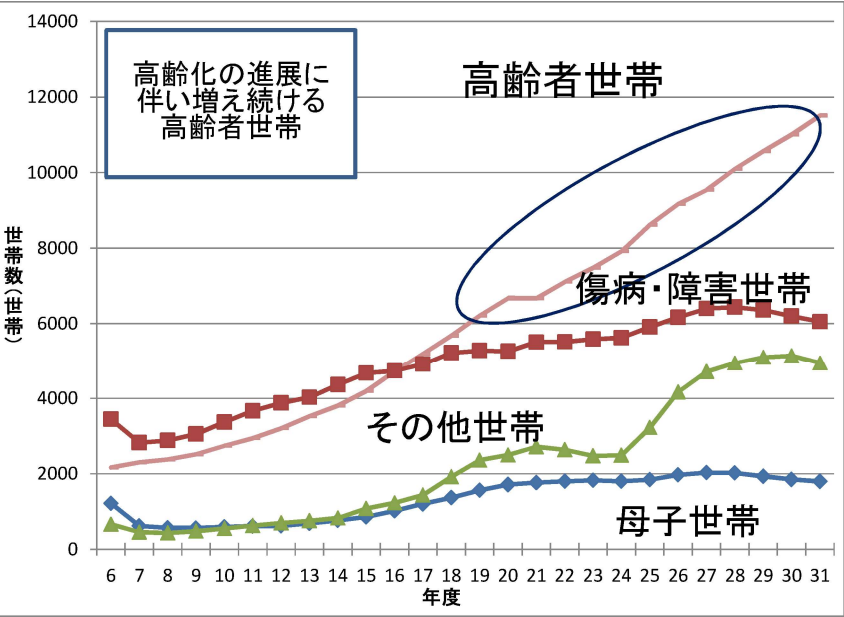
また、学習支援事業は、「貧困の連鎖の防止」に向けて喫緊に取り組むべき重要な課題ですが、他の事業に比べて補助率が低くなっていることから、更なる事業の充実を図るためには補助率の引き上げが必要です。

併せてホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策を推進することが必要であり、基準額の加算措置を継続した上で、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 生活保護受給者等で、就労に向けた支援が必要な人に対して、これまで国の補助金を積極的に活用し、多様な就労支援等に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や就労意欲に欠ける対象者が残っており、既存の支援メニューの見直し等による就労支援等の強化を行う必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移 [単位: 億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30予算	596	442	154
R2予算	579	428	151

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国庫補助額について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和3年度・・・制度化による補助率の削減(3/4、2/3、1/2)
(モデル事業(10/10))

(単位: 千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	生活困窮者自立支援法									
	補助率	令和元年度申請額			令和2年度申請予定額			令和3年度見込額 (令和2年度ベース)		
		事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額	事業費 (補助基準額)	国庫補助額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	145,521	109,140	36,381	148,859	111,644	37,215	148,859	111,644	37,215
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)	3/4	142,341 ※1(142,800)	106,755	35,586	142,710 ※1(142,800)	107,031	35,679	142,710 ※1(142,800)	107,031	35,679
③ ホームレス自立支援センター事業【3センター合計】(自立相談支援事業)										
④ ホームレス自立支援センター事業【3センター合計】(一時生活支援事業)	2/3	212,633 (363,600)	141,754	70,879	213,859 (363,600)	142,571	71,288	213,859 (363,600)	142,571	71,288
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	29,713	22,285	7,428	27,116	20,337	6,779	27,116	20,337	6,779
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	8,326	5,550	2,776	8,326	5,550	2,776	8,326	5,550	2,776
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	12,104	8,069	4,035	12,038	8,025	4,013	12,038	8,025	4,013
⑧ 学習支援事業(学習支援事業)	1/2	98,064 ※2(84,300)	42,150	55,914	143,151 ※2(86,800)	43,400	99,751	143,151 ※2(86,800)	43,400	99,751
合計		648,702	435,703	212,999	696,059	438,558	257,501	696,059	438,558	257,501

※1 ホームレス対策分の自立相談支援事業の補助基準額には、1.2倍の加算を含む。

※2 学習支援事業補助基準額は、小学生支援加算、高校世代加算を含む。

待機児童の解消と保育の質の確保に向けた支援及び 子どもの医療費の助成の在り方の検討について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 増大する保育需要に対応するため、保育所・認定こども園・地域型保育事業の新規整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置を継続的に講ずること。また、認可化を目指す認可外保育施設に対しても、更なる財政措置を講ずること。
- 2 幼児教育・保育の無償化については、対象施設等の事務負担軽減に配慮するとともに、各自治体において財政規模や状況に左右されることなく、待機児童対策や保育の質の確保にも支障が生じないよう、国と地方との協議を継続的かつ十分に行い、必要な財政措置を講ずること。また、3歳から5歳までの全ての子どもを対象とするという観点から、幼稚園類似施設に通う子どもへの支援策を講ずること。
- 3 我が国の喫緊の課題である少子化対策として、国の責任において、子どもの医療費の助成について、全国一律の制度として構築すること。
- 4 少子化対策は我が国の喫緊の課題であることから、国と地方が十分に協議を行う場を設けるとともに、地方の意見を聞いた上で財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、子どもや子育て家庭に寄り添い、支え、子育ての不安感や負担感を軽減し、安心して子どもを育てられる地域社会を構築するための取組を重点的に進めています。
- 本市は、令和元年度において認可保育所・地域型保育事業・認定こども園で1,738人分の保育受入枠を拡大し、令和2年4月現在で32,173人分の受入枠を確保しました。

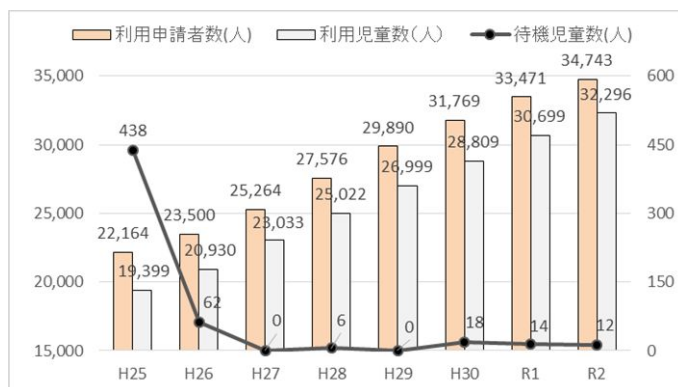
これまでも、定員を超過した受入れ、新設保育所における緊急的な一時預かり事業、幼稚園預かり事業の拡大、認可外保育施設の活用など、待機児童の解消のため実施可能なあらゆる手段を講じておりますが、子育てと社会参加の両立を目指す若い世代の増加により、保育所等利用申請者数、利用児童数ともに毎年過去最大を記録し続けており、今後も引き続き、増加傾向が見込まれることから、施設整備や保育受入枠の拡大に必要な財政措置が必要です。
- 認可化を目指す認可外保育施設への支援については、毎年充実が図られているところですが、認可化にあたっては、認可保育所等との給与格差により、保育人材の確保が課題となっています。そのため、給与格差を解消するために、認可外保育施設の保育従事者に対する処遇改善を充実させることが必要です。
- 幼児教育・保育の無償化については、施設型給付の対象となっていない幼稚園や認可外保育施設等に新たな事務負担が生じており、事務手続きの簡略化等による軽

減措置を講ずる必要があります。認可外保育施設に対する指導監督の充実やベビーシッターの指導監督基準の創設など、検討すべき課題が多い状況です。さらに、本制度は、幼稚園類似施設においては保育の必要性がある子ども以外は無償化の対象外となっており、「3歳から5歳までの全ての子ども」を対象とする観点から対象範囲の早急な見直しが必要です。

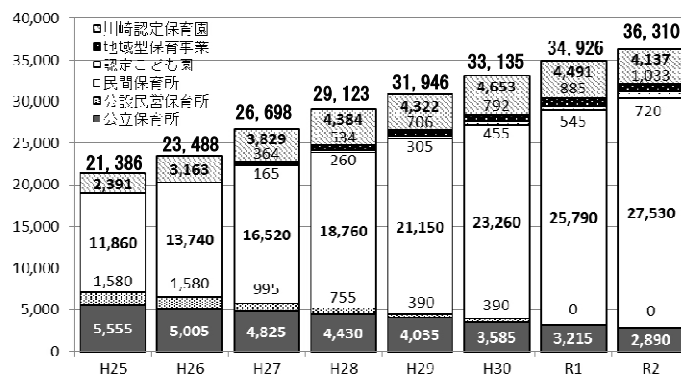
- 医療保険制度における自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学後以降は3割とされているところ、全ての地方自治体において地方単独事業により、更に軽減措置を講じていますが、地域間での格差が生じています。

本市でも、子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを進めるため、小児医療費助成制度の拡充に取り組んでいます。拡充による財政の負担が大きくなっています。

保育所利用申請者・利用児童数・待機児童数の推移

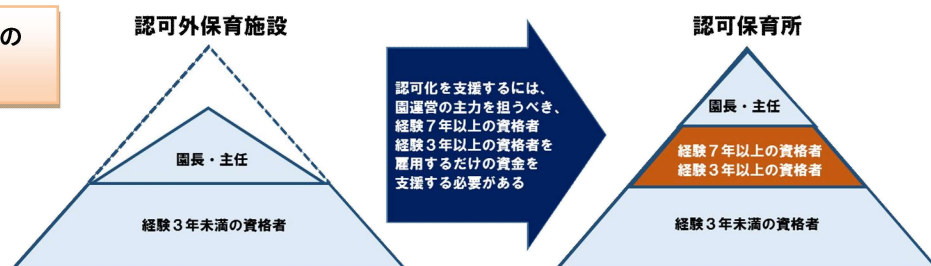


市内保育施設の定員推移(認可外施設を含む)

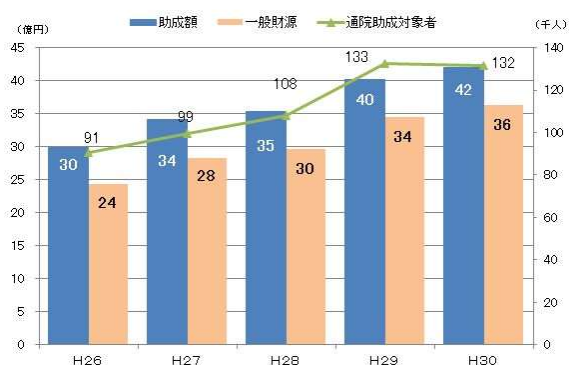


保育需要は年々高まっていることから、令和2年度以降も継続的な待機児童対策が必要

認可化を目指す認可外保育施設の
処遇改善のイメージ



本市小児医療費助成費と対象者の推移



この要請文の担当課／

- こども未来局保育事業部保育第2課
TEL044 - 200 - 3128
- 同子育て推進部保育所整備課
TEL044 - 200 - 3728
- 同子育て推進部保育対策課
TEL044 - 200 - 3630
- こども未来局子育て推進部幼児教育担当
TEL044 - 200 - 3794
- こども未来局こども支援部こども家庭課
TEL044 - 200 - 2671

児童相談所等の体制強化について

【厚生労働省】

■ 要請事項

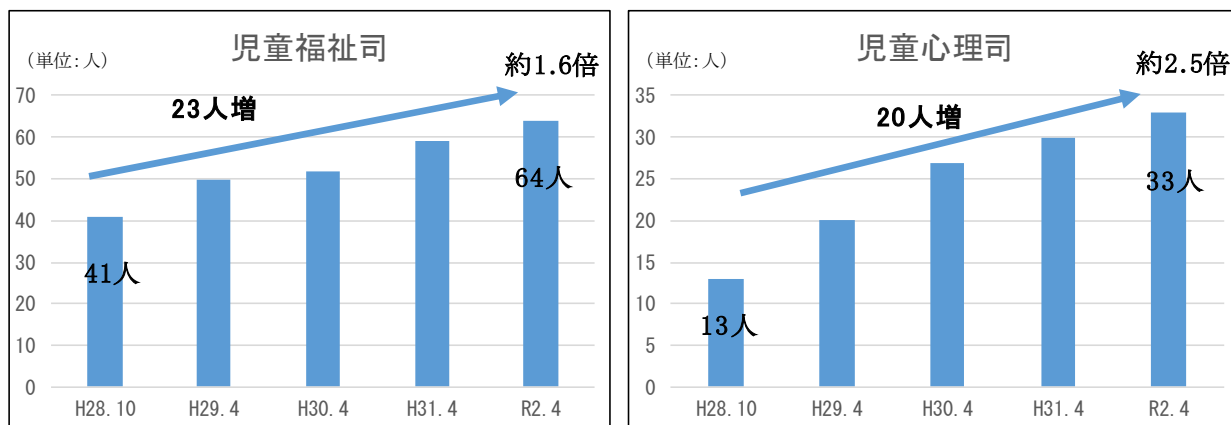
- 1 児童相談所及び区役所の専門職員の配置に対する人材の確保策及び育成対策、並びに財政措置を講ずること。
- 2 児童相談所の体制強化による児童相談所等の施設整備に対する財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 国において平成 30 年 12 月 18 日に児童相談所や市町村の体制と専門性の強化について「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定されました。本市も新プランへの対応に向けた人材確保策等の検討をしていますが、児童虐待対応件数の増加に伴い、児童福祉司及び児童心理司の大幅な増員が必要となる見込みです。さらに今般、新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出自粛や学校の休校等から生じる子育て・児童虐待・DV等の課題への対応においても、不要不急の外出自粛や学校の休校等、子どもや保護者等において様々な制限が行われる中、不安やストレスを抱えている家庭もあると想定されたことから、相談窓口を改めて周知するなどの対応を図ったところですが、大都市部における人材確保は非常に困難な状況であり、国の責任において人材の確保策及び育成に関わる対策と併せてさらなる財政支援措置についても講ずることが必要です。
- 児童虐待対応件数の増加に伴い、保護施設の定員が不足している状況です。子どもの権利擁護のため早急に改善する必要があること、増員された職員の執務スペース確保の課題から施設の耐用年数を勘案し、児童相談所の建替等の対応が急務となっています。このような状況から、本市は令和 2 年度から児童相談所一施設の改築に着手します。しかしながら、現在の次世代育成支援対策施設整備交付金においては、一時保護所のみが補助対象であり令和 2 年度予算において補助基礎単価が約 2

倍に増額されましたが、依然として補助基準額は不十分な状態です。また、児童相談所の建替等については、補助対象外であることから、一般財源によることとなるため、施設整備に係る財政支援についても措置を講ずることが必要です。

【本市における児童福祉司、児童心理司数の増員の状況】



【新プランに示された体制強化を本市に適用した場合の増員見込】

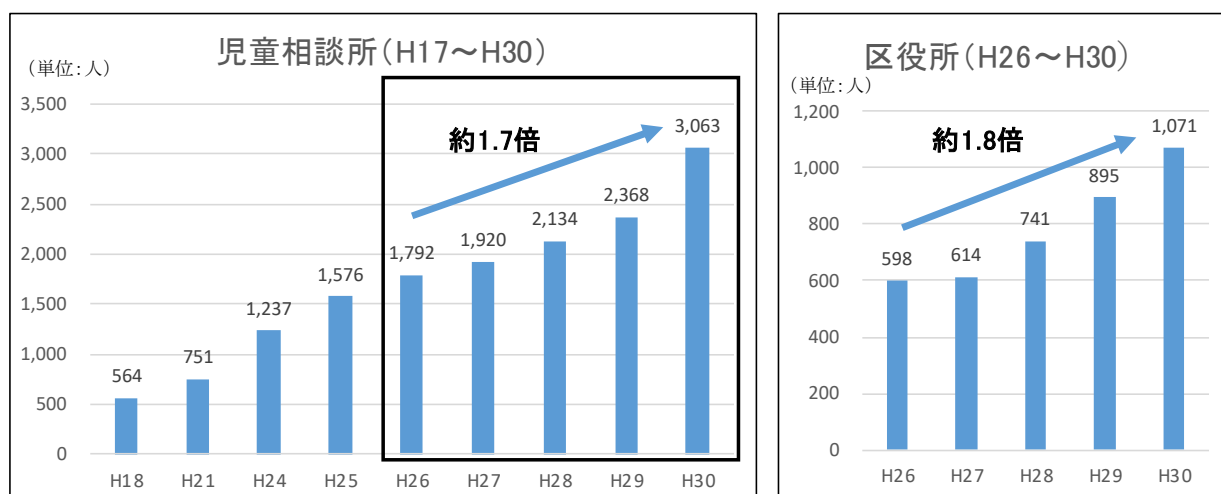
新プランで示された令和4年度までの体制強化を本市に適用した場合

児童福祉司 ⇒ 22名程度の増員 (現在 64人 → 約 86人)

児童心理司 ⇒ 11名程度の増員 (現在 33人 → 約 44人)

【本市における児童虐待相談・通告件数の推移】

児童相談所全体の児童福祉司一人当たりでは 令和元年度 64件



【本市の児童相談所改築の概要】

中部児童相談所 (築 37 年)

令和2年度 基本構想・基本計画策定

令和3年度 基本設計・実施設計

令和7年度 運営開始 (開設までの間は仮設で対応)

この要請文の担当課／こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 TEL044-200-0084

安全・安心で良好な教育環境の充実について

【文部科学省】

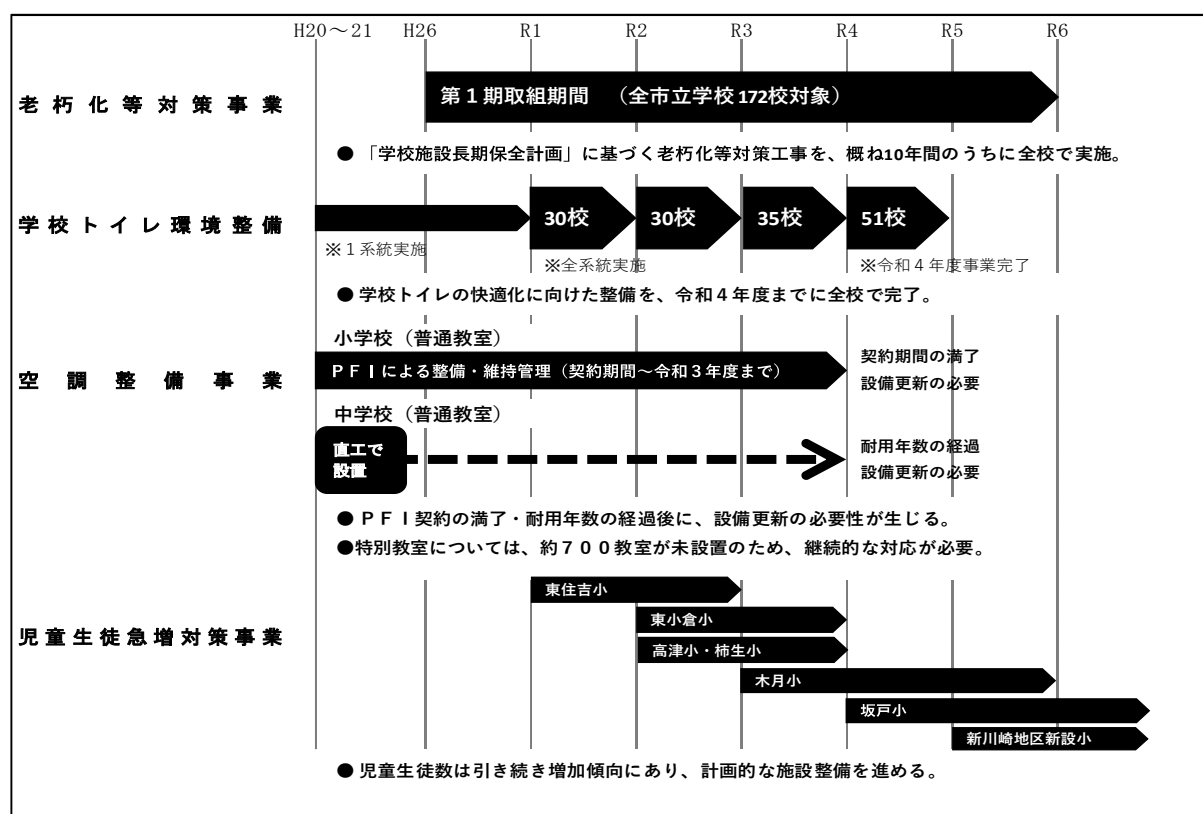
■ 要請事項

- 1 計画事業量に見合う財政措置を当初予算により講ずること。
- 2 空調設備の整備について、時限的ではない継続的な財政措置を講ずること。また、対象となる整備手法を拡充すること。
- 3 防災・減災、国土強靱化の緊急対策について、事業期間を延長すること。
- 4 負担金の算定について、制度の拡充を図ること。

■ 要請の背景

- 本市の学校施設は老朽化が進んでおり、改修による老朽化対策、教育環境の質的向上、環境対策を行う再生整備と予防保全を基本とした長寿命化を推進するため、学校施設長期保全計画を策定し、早期により多くの学校の教育環境の改善を図ることとしています。
質的整備については、特に学校現場や保護者のニーズが高い学校トイレの快適化やエレベータ設置について、計画的に取り組んでいます。また、空調設備に関しては、普通教室への設置率は100%であるものの、多くが設置後10年以上経過しており、今後一斉に更新する必要があるほか、特別教室については、約700教室が未設置となっており、継続的に対応する必要があります。
- こうした状況の中、令和2年度に実施する事業については、すべての事業が採択されましたが、前年度予算により措置されたものであるため、入札不調等により工期延長があった場合、再度の繰越措置を図ることは困難であり、市負担が増大するリスクがあります。こうしたリスクを避け、計画した事業を円滑に執行するため、令和3年度以降は、計画事業量に応じた財政措置を当初予算により講ずることを求めます。
- また、空調設備の整備は、全国的には国の平成30年度第1号補正予算での取組により一定程度進んだものと認識しておりますが、本市においては今後、大規模な更新が必要となりますので、引き続き計画事業量に見合う十分な財政措置を講ずることを求めるとともに、リース方式等の手法についても補助対象とされるよう、あわせて求めます。
- さらに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」をうけ、本市ではこれを積極的に活用し、学校施設の老朽化対策、防災機能の強化、トイレ改修を実施してまいりました。国土強靱化のための緊急対策は事業期間が令和2年度までとされていますが、こうした取り組みは継続する必要があることから、引き続きの財政措置を講ずることを求めます。
- また、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性等が高いため、特に子育て世代の転入が多く、引き続き児童生徒数は増加傾向にあります。幸区・新川崎地区では約2,500戸のマンション建築計画が進んでおり、これに対応するため、小学校の新設を予定しております。開校後、一定期間は児童数が増加を続ける見込みであるため、地域の実情に合わせて、必要な教室数の整備が可能となるよう、負担金の算定を行っていただくことを求めます。

■ 今後の整備計画等



■ 令和3年度の主な取組

老朽化等対策事業（事業費 約71.8億円）

事業内容	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
再生整備事業（校舎）	15校	令和元～5年度	約5.9億円
再生整備事業（体育館）	3校	令和3年度	約0.8億円
外壁等剥落・落下防止工事	5校	令和3年度	約2.0億円

質的整備事業（事業費 約46.3億円）

事業名	学校数	事業年度	概算国庫支出金額
学校トイレ環境整備	35校	令和3年度	約6.0億円
エレベータ設置	5校	令和3年度	約0.2億円

児童生徒急増対策事業（事業費 約25.5億円）

事業内容	事業年度	概算国庫支出金額
校舎増築（東小倉小・高津小・柿生小）	令和2～3年度	約2.2億円
校舎増築（木月小）	令和3～5年度	約0.3億円

計画事業量に見合う財政措置を講ずること

G I G A スクール構想の実現について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 通信ネットワークの整備において、国補助事業の事業実施期間の延長、整備に伴い必要となる経費はもとより、インターネット接続回線増強及びネットワーク機器の維持管理に係る経費について補助対象とすること。
- 2 児童生徒1人1台端末の整備にあたっては、ライセンス費用や設定費用、指導者用端末及び保守管理費用等についても国庫補助の対象とすること。なお、端末整備と併せて、ICT支援員の増員等、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。
- 3 本構想は、新たに全国一律に実施する施策であることから、端末更新時の費用も含め、地方交付税措置による対応でなく、国の責任において、今後発生する全ての経費について全額国庫負担とすること。

■ 要請の背景

- 令和元年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されたところです。
- 本市では、様々な機会をとらえ、これまでも国に対して、Society5.0を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場におけるICT環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各地方自治体の財政に与える影響はたいへん大きいものとなっております。

■ 1人1台パソコンの整備

国のGIGAスクール構想を実現し、1人1台パソコン環境を整備していく上で、児童生徒数3人に2台分45,000円の補助だけでは、自治体の負担が大きく、継続的かつ十分な財政支援が必要です。

1人1台を実現するための台数整備の試算（令和元年5月1日人数から算出）

	令和2年度	台数計
補助対象 2/3人分整備	約69,000台	約117,000台
補助対象外 1/3人分、指導者用	約48,000台	

補助対象の約69,000台については、約31億円の補助を受けられるところですが、補助を超えた経費や補助対象外のパソコンを整備した場合、**本市の負担額は約70億円**と試算しているところです。また、**更新時に補助が得られない場合、約102億円の額**となり、事業継続はできない状況となります。

■ パソコン以外の維持経費

校内LAN環境を整備した場合、現状では**無線アクセスポイントのライセンス料**が必要であったり、多くの機器を維持するためには修繕等の費用が発生します。また、1人1台パソコンで快適な授業を実施していくためには、**インターネット回線接続の増強**が必要であり、今回対象にしている市立学校173拠点を維持するためには、年間**約6,000万円のランニングコスト**が継続的に必要と試算しています。

■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向けたものであり、大変重要なものであると認識しており、令和時代のスタンダードな学校として未来を担う子どもたちの教育環境にICT環境整備は欠かせないものと捉えています。しかしながら、GIGAスクール構想は、特に義務教育段階において**新たに全国一律に実施する施策**であることから、国の責任で行われるべきであり、**地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含めて全額国費負担で措置**されるべきとして、強く要請します。

多摩川における治水対策等の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 令和元年東日本台風で浸水被害のあった多摩川と支川（平瀬川・三沢川）等との合流部における河道掘削や堤防機能強化等の治水対策を早急に実施すること。
- 2 「多摩川緊急治水対策プロジェクト」に位置付けている、多摩川流域における浸水被害の最小化に向けた対策の早期実施については、国の取組の確実な実施と国の支援が不可欠であることから、必要な財政措置等を講じること。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、記録的な降雨によって多摩川の水位が田園調布（上）水位観測所などにおいて計画高水位を超過するなど、多摩川の水位上昇に伴い、本市域では各支川との合流部や排水樋管周辺地域等で浸水被害が発生しました。
- 多摩川と支川との合流部付近や排水樋管の放流部付近の河道内において、土砂堆積が見受けられるため、早急に土砂掘削などを行い、水位を低減する対策を行うことが不可欠と考えています。
- また、多摩川の支川である平瀬川の堤防高は多摩川の堤防高より低いことから、合流部における堤防機能強化等の治水対策が必要です。
- 本市においては、「令和元年東日本台風による排水樋管周辺地域及び河川関係の浸水に関する検証委員会」の中で、浸水原因の検証及び被害の最小化に向けた対策について取りまとめ、取組を進めています。
- 多摩川本川の水位上昇に伴い内水氾濫等の被害が発生し、その対策として、排水ポンプ車等の配備などに要する財政支援が必要です。
- 排水樋管周辺地域の排水樋管ゲート閉鎖時における確実な内水排除には、ポンプ施設等の排水機能の向上や、流出量の抑制に資する貯留施設等の中長期的な対策等について、継続した財政支援が必要です。

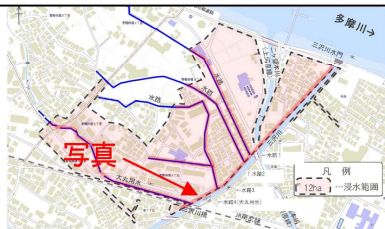
■ 効果等

- 多摩川及び流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害を軽減できます。

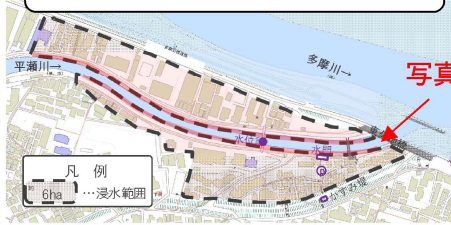
浸水被害の状況



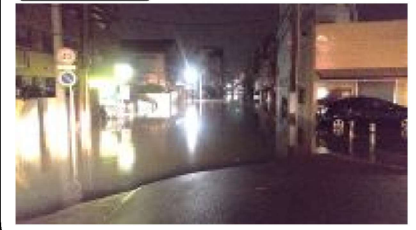
三沢川周辺 (大丸用水との合流部)



平瀬川周辺 (多摩川との合流部)



河港水門周辺



排水樋管周辺地域



浸水被害最小化に向けて、早急に対策を進める必要があります。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

上下水道局下水道部下水道計画課 TEL 044-200-2886

殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成とイノベーション・エコシステムの構築について

【内閣府・文部科学省・経済産業省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 殿町キングスカイフロントにおける国際戦略拠点の形成及び近隣都市との連携・協働によるイノベーション・エコシステムの構築に向けて、クラスター運営に関わる推進体制の強化や、産学官共創・連携によるスタートアップの創出・事業化支援、社会経済動向の変化を踏まえたベンチャー企業の事業継続等に対して、財政支援策を講じること。
- 2 ナノ医療イノベーションセンターにおけるスマートライフケア社会の実現に向けた革新的な研究開発・社会実装の着実な推進に必要な予算拡充を図ること。
- 3 革新的医薬品等を実用化する研究開発型企業の国際競争力強化のため、保険適用にあたりイノベーションの成果が十分評価されるような制度の構築を行うとともに、予見可能性の向上を図ること。
- 4 国際戦略総合特区制度における総合特区推進調整費については、独立行政法人等による支援事業も対象とするなど、産業競争力の強化に寄与する拠点活動の活性化やイノベーション・エコシステムの形成に資する事業への充当を図ること。
- 5 ライフサイエンスとAIの融合による新たなイノベーションについて社会実装を進めるため、AI医療機器の臨床使用における規制緩和を行うとともに、AIの機械学習・深層学習の特性を考慮した承認制度を構築すること。

■ 要請の背景

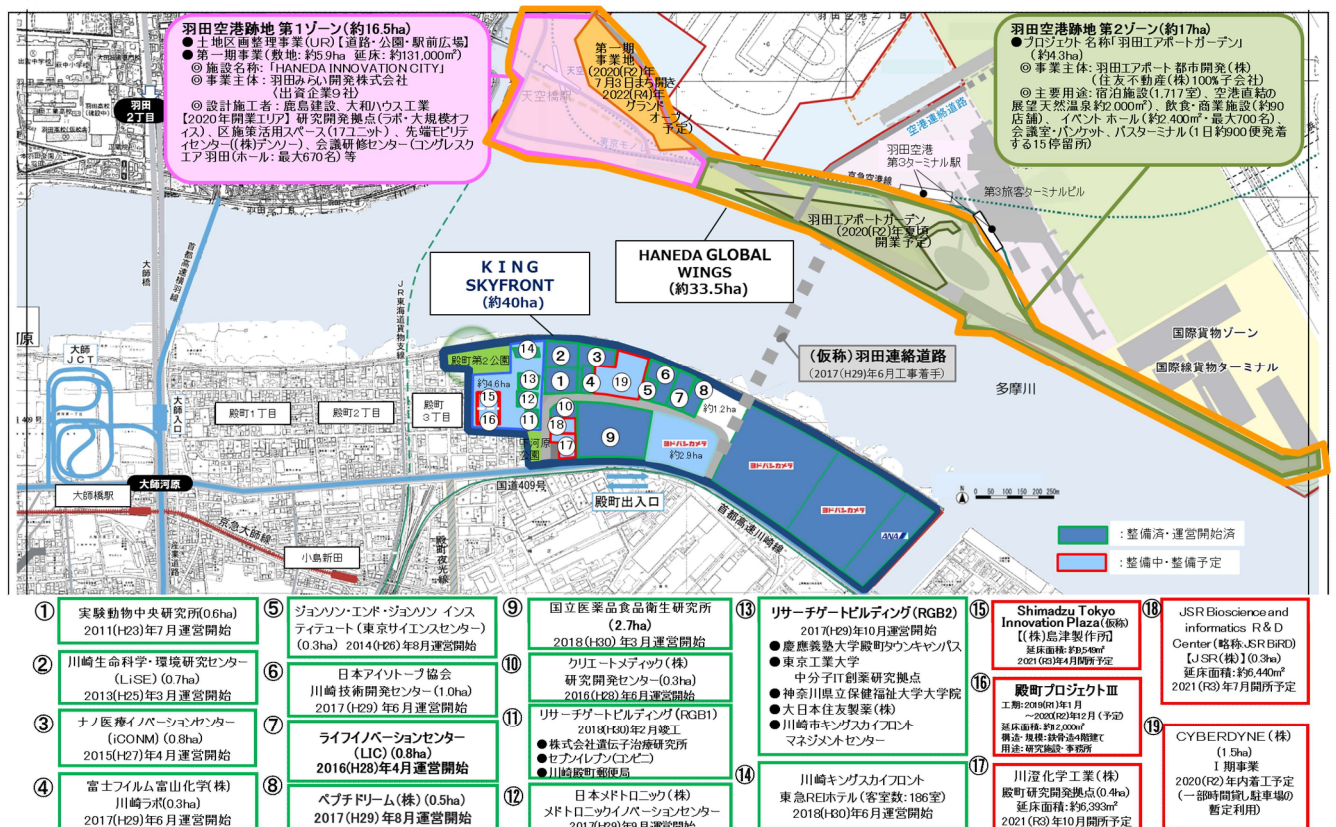
- 国際バイオ都市圏の形成に向けて、殿町キングスカイフロントを核とした近隣都市との連携・協働によるイノベーション・エコシステムを構築するため、クラスター運営に関わる推進体制の強化や産学官共創・連携によるスタートアップの創出・事業化支援、今般の社会経済動向の変化を踏まえたベンチャー企業の事業活動の継続等に取り組むことが大切です。こうした取組は日本の成長戦略を牽引し、我が国の国際的な産業競争力の強化に資するものであることから、国全体の政策課題として、キングスカイフロントの持続的な発展に結びつく施策に対して財政支援策を講じることが必要です。
- 国際科学イノベーション拠点整備事業により整備した「ナノ医療イノベーションセンター」については、少子高齢化先進国において、日常生活の中で自律的に健康を手にするスマートライフケア社会の実現のために、これまで進めてきた研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化による研究開発型企業の成長と国際競争力強化のため、殿町国際戦略拠点では、ドラッグデリバリーシステムとナノテクノロジーを活用した難治性がん等の治療や、再生医療による脊椎損傷の治療に向けた研究開発等が進められています。こうした最先端の研究開発の成果を社会還元していくためには、その研究成果の革新性が薬価や保険点数等に十分反映されるような評価制度を構築するとともに、その予見可能性を向上することが必要です。

- 総合特区推進調整費については、関係府省の予算制度を活用した上で、なお不足する場合に関係府省に移し替えのうえ執行することになっており、国立研究開発法人エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）や国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）等の独立行政法人の支援事業については対象外となっています。効果的な財政支援を行うとともに事業者が使いやすい制度となるよう、調整費の柔軟な運用が必要です。
- 内視鏡による胃がん検査は、胃がんの早期発見・早期治療に有効であり受診数も拡大していますが、内視鏡専門医不足の中、精度管理のための二次読影における医療現場の負担も増大しています。こうした課題解決のためには、医師をサポートする AI 医療機器の活用が有効ですが、現在の承認制度は申請から承認までの間の AI 性能が固定され、AI の特性である機械学習・深層学習に基づく性能向上を活かすことが出来ないことから、国家戦略特区での臨床使用の規制の緩和が必要です。

■ 効果等

- 首都圏経済の活性化・我が国の国際競争力の強化
- 国際バイオ都市圏の形成
- 最先端研究開発成果の社会還元

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおける拠点形成の状況



この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部国際戦略推進部 TEL 044-200-3633

脱炭素社会の実現に向けたエネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 各都市の脱炭素化への取組が促進されるよう、自治体や民間事業者の十分な支援を考慮した、脱炭素社会の実現に向けた具体的なロードマップを示すこと。
- 2 脱炭素社会の実現に向けて、主力電源化を目指すとした再生可能エネルギーについて、需要家に過度の負担をかけずに普及拡大する仕組みを構築すること。
- 3 再生可能エネルギーの普及拡大に向け、電力系統の強化や運用改善により、再生可能エネルギーの受入量の増大が可能となるような仕組みを構築し、支援を講ずること。
- 4 ゼロエネルギーハウス・ゼロエネルギービル（ZEH・ZEB）、次世代自動車や高効率照明器具などの最先端の環境配慮機器等の導入や新たな技術開発を促進するための財政措置を講ずること。
- 5 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。

■ 要請の背景

- 各自治体が脱炭素社会の実現に向け取組むことを表明していることを受け、国においては、2050年度におけるCO₂排出実質ゼロに向けた脱炭素化の具体的なロードマップを、今後改定が予定されている地球温暖化対策計画等で示し、国としての脱炭素への具体的な計画を策定することが必要です。脱炭素社会の実現に向けては、自治体だけでなく、中小企業を含めた自区域内の民間事業者の取組が重要となるため、国と自治体が一体となり、民間事業者を支援する取組が必要です。
- 本市では、2020年2月に脱炭素化に向けて、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに取り組むことを表明しました。また、本市は2015年に「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」を定め、再生可能エネルギーから製造した水素を活用した発電などの取組を推進しています。引き続き、使用電力における再生可能エネルギー導入の取組を推進するところですが、費用や供給量において課題があるものと

認識しています。本市だけでなく、他自治体や民間事業者等を含めた需要に応えられる再生可能エネルギー供給体制の構築が必要です。

- 建替中である本市廃棄物発電施設の系統接続に関し、近隣の系統に空きが無く、遠方への接続を求められ、高額負担金や長い工期及び接続後の出力制御が必要となっていることや、他都市での再生可能エネルギーの系統接続においても同様の事例が多数発生していることから、更なる系統強化と運用の改善が必要です。
- 最先端の環境配慮機器による創エネ・省エネ・蓄エネの推進は脱炭素化への重要な取組であり、特に高効率照明については、第5次エネルギー基本計画により、2030年までにストックで100%の普及を目指すこととされ、今後、蛍光灯からLEDへの更新が必然となっていることから、財政支援が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、誰もがエネルギー消費量や再生可能エネルギー導入量などの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。

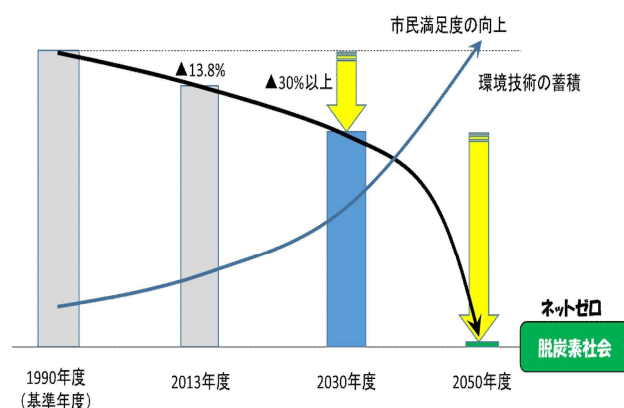
■ 効果等

- 脱炭素社会への移行
- 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの普及促進
- エネルギーデータの的確な把握による、各種取組の効果的な推進
- 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献

二酸化炭素排出量削減の道筋

長期的に目指す水準

IPCC「1.5℃特別報告書」では、地球温暖化を1.5℃に抑制するためには、2050年頃にCO₂排出量を正味ゼロにする必要があるとされ、抑制することにより、貧困撲滅や経済成長など、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標とともに達成しうるとされています。



エネルギー消費削減のイメージ

省エネの徹底とともに、再生可能エネルギー等CO₂フリーエネルギーの劇的な拡大を目指します。

